

# 安全装置等導入促進助成金交付要綱

平成 24 年 6 月 29 日制定

(省略)

令和 7 年 4 月 25 日一部改正

公益社団法人沖縄県トラック協会

(事業趣旨)

第 1 条 公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）は、事業用トラックの交通事故ゼロを目指すため、安全装置等を導入する貨物自動車運送事業者（以下「運送事業者」という。）に対して助成金を交付する。

(対象装置)

第 2 条 助成の対象となる安全装置等は、次に掲げる装置とし、助成対象機器としての適否の判断基準は、沖ト協が別に定める対象装置とする。なお、装着にあたっては、道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とするほか、(1) から (3) の装置は、原則として後付け装置を対象とする。

(1) 後方視野確認支援装置

(2) 側方衝突監視警報装置

(3) 呼気吹き込み式アルコールインターロック装置

(4) IT 機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器

(5) トルク・レンチ

※(2)については、車両総重量 7.5 t 以上の事業用トラックの左側方の安全確保を目的として装着した装置を助成対象とする。ただし、トラクタ・トレーラに装着する場合は、トラクタの第 5 輪荷重が 8.5t 以上のものを助成対象とする。

※(4)については、安全性優良事業所（G マーク認定事業所）が導入した場合に限り、助成対象とする。

※(5)については、「600N・m」以上の締め付け能力を有する大型車用トルク・レンチ（自立型トルク・レンチ、トルクセッター型インパクトレンチを含む。）車両総重量 8 t 以上の事業用トラックを管理する事業所が導入した場合に限り、助成対象とする。

(助成額)

第 3 条 1 事業者に助成する交付額は、沖ト協に所属する運送事業者（以下「会員事業者」という。）は、前条の (1)、(3)、(4) を合わせて 10 装置分を限度とし、沖ト協に所属しない運送事業者（以下「非会員事業者」という。）は、2 装置分を限度とする。

ただし、国からの補助金が交付された装置に対しては助成金を交付しない。

2 助成金の交付額は、当該年度に新たに第 2 条の装置を車両に装着した場合、会員事業者は、1 装置あたり 30,000 円（公益社団法人全日本トラック協会上限 20,000 円（但し、税抜機器価格の 2 分の 1 を上限とする。）、沖ト協 10,000 円）を交付し、非会員事業者は、1 装置あたり 1,000 円（沖ト協 1,000 円）とする。

3 取得価格には機器本体価格の他、部品や付属品等の費用を含むものとするが、取付工賃や消費税は取得価格には含まない。

4 既に導入された後方視野確認支援装置について、故障等により代替としてモニター及びカメラを同時に買い換える場合、または、モニターかカメラのいずれかを買い換える場合、買い換えた装置の取得価格の 2 分の 1、上限 20,000 円とする。

5 側方衝突監視警報装置は、車両 1 台につき機器の取得価格の 2 分の 1、上限 100,000 円とし、会員事業者は 5 装置分を上限とする。

6 トルク・レンチについては、車両総重量 8 t 以上の事業用トラックを管理する 1 事業所に 1 台、取得税抜価格の 2 分の 1、上限 30,000 円とし、会員事業者は 5 装置分を上限と

する。

7 取得価格の2分の1に小数点以下の値が生じた場合、小数点以下の値は切り捨てる。

(実績報告及び助成金の請求)

第4条 運送事業者は、装置装着が完了したときは、第5条の期日までに、様式1「安全装置等導入促進助成金実績報告書(兼)請求書」(以下「請求書」という。)、様式2「安全装置等導入促進助成金内訳書」、装着したことが確認できる書面(領収証又はリース契約書等)の写し、並びに装着した車両の自動車検査証の写しを沖ト協に提出しなければならない。なお、装置の取得価格が車両全体の価格に含まれていて不明な場合は、本助成事業のために申請事業者より当該装置搭載車両の販売会社へ、装置取得価格のわかる書類の発行を依頼するよう求めること。

2 トルク・レンチについては、「600N・m」以上の締め付け能力を有することの確認ができるカタログ等を提出する。カタログ等がない場合には、当該トルク・レンチ販売会社に、「「600N・m」以上の締め付け能力を有する」旨を領収書等に付記するよう依頼すること。

(助成金の交付請求期限)

第5条 前条の助成金交付請求期限は装着した日の属する会計年度の1月末日までとする。ただし、1月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

(助成金交付)

第6条 沖ト協は、第4条の請求書の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、条件に適合すると認めるときは、運送事業者に対して助成金を交付する。

(装置の処分制限)

第7条 運送事業者は、交付対象となった装置が装着の日から起算して下記の期間を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保(以下「処分」という。)に供してはならない。ただし、あらかじめ沖ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

- (1) 後方視野確認支援装置 1年
- (2) 側方衝突監視警報装置 1年
- (3) 呼気吹き込み式アルコールインターロック装置 1年
- (4) IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 1年
- (5) トルク・レンチ 1年

2 運送事業者は前項による処分が行われたときは、沖ト協へ報告しなければならない。

(その他必要な事項)

第8条 本要綱に記されている「自動車検査証」について、電子化された自動車検査証(令和5年1月4日以降交付)にあつては「自動車検査証記録事項」と読み替える。

2 当該支援装置は、後付け装置を対象としているが、国の基準で定められた『後退時車両直後確認装置(バックカメラ、検知システムまたはミラー)』【新型車:令和4年5月から適用、継続生産車:令和6年5月適用】について、新車に標準で装着されたバックカメラが全ト協の安全装置等助成対象基準をクリアし当該助成の対象装置となっている場合には、令和8年3月末日までに新車新規登録した車両に取り付けられたものも特例的に助成対象とする

3 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、沖ト協が別にこれを定める。

附則(平成24年6月29日)

第1条 本要綱は平成24年4月1日より適用する。

附則(平成25年5月30日)

第1条 本要綱は平成25年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱(平成24年6月29日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附則(平成26年4月28日)

第1条 本要綱は平成26年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱(平成25年5月30日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附則(平成26年5月28日)

第1条 本要綱は平成26年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱(平成26年4月28日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附則(平成28年4月27日)

第1条 本要綱は平成28年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱(平成26年5月28日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附則(平成29年4月27日)

第1条 本要綱は平成29年4月1日より適用する。

附則(平成30年4月25日)

第1条 本要綱は平成30年4月1日より適用する。

附則(平成31年4月23日)

第1条 本要綱は平成31年4月1日より適用する。

附則(令和3年4月28日)

第1条 本要綱は令和3年4月1日より適用する。

附則(令和6年4月26日)

第1条 本要綱は令和6年4月1日より適用する。

附則(令和7年4月25日)

第1条 本要綱は令和7年4月1日より適用する。